第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

<table>
<tr><td colspan="2">処分の内容</td><td colspan="3">住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の拒否</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td colspan="3">住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律　第11条第1項</td></tr>
<tr><td rowspan="3">処分基準</td><td colspan="4">■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。)
□無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">公表　■する　□しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td colspan="4">【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
第十一条第一項
(別紙のとおり)</td></tr>
<tr><td colspan="2">処分基準
設定年月日</td><td>平成29年10月25日</td><td>処分基準
最終変更年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">所管部署</td><td colspan="3">まちなみ共創部　まちなみ整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

注　処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

別紙

（登録の拒否）

第十一条都道府県知事は、第八条の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第九条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三第二十四条第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（第八号において「暴力団員等」という。）

五心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

六営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの

七法人であって、その役員のうちに第一号から第五号までのいずれかに該当する者があるもの

八暴力団員等がその事業活動を支配する者